

## 地方独立行政法人大月市立中央病院 業務方法書

### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項及び地方独立行政法人大月市立中央病院の業務運営等に関する規則(平成31年大月市規則第1号)の規定に基づき、地方独立行政法人大月市立中央病院(以下「法人」という。)の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により大月市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

### (法人の行う業務)

第3条 法人は、地方独立行政法人大月市立中央病院定款(以下「定款」という。)第18条に規定する業務を行うものとする。

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

### (内部統制に関する基本方針)

第4条 法人は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法、他の法令、大月市の条例若しくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

### (役職員の倫理等に関する事項)

第5条 法人は、役員及び職員(以下「役職員」という。)の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

### (理事会の設置及び役員の方掌に関する事項)

第6条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた理事会の設置及び役員の方掌に関する規程等を整備し各会議を開催する。

- (1) 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- (2) 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- (3) 役員の方掌明示による責任の明確化

(中期計画等の策定及び評価に関する事項)

第7条 法人は、中期計画等の策定及び評価に関する次の各号に掲げる事項を整備するものとする。

- (1) 中期計画等の策定過程
- (2) 中期計画等の進捗管理体制
- (3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制
- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 恣意的とならない業務実績評価
- (6) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第8条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた内部統制の推進に関する規程等を策定するものとする。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- (2) 内部統制を担当する役員の決定、内部統制推進部門の指定
- (3) 内部統制を担当する役員に対する部門からの報告の実施
- (4) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- (5) 内部統制を担当する役員、推進部門によるモニタリング体制の運用
- (6) コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- (7) 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
- (8) 反社会的勢力への対応等

(リスク評価と対応に関する事項)

第9条 法人は、次に掲げる事項を定めた業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程等を整備するものとする。

- (1) 業務部門ごとの業務フローの認識及び明確化
- (2) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- (3) 把握したリスクに関する評価及びリスク低減策の検討
- (4) リスクを考慮した業務手順書の作成及び業務手順に沿った運営の確保等
- (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
- (7) 事故・災害等の緊急時に関する以下の事項
  - ア 防災業務計画及び事業継続計画の策定及び計画に基づく訓練等の実施
  - イ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
  - ウ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報伝達及び情報システムに関する事項)

第10条 法人は、情報伝達及び情報システムに関し次の各号に掲げる事項を定めた規定等を整備するものとする。

- (1) 理事長の指示、定款第1条の目的が確実に役職員に伝達される仕組み
- (2) 職員から悪因に必要な情報が伝達される仕組み

2 法人は、情報システムを活用した効率的な業務運営に努めるとともに、保有するデータの汎用的な活用等について整備する。

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第11条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた情報セキュリティの確保及び個人情報の保護に関する規程等を整備するものとする。

- (1) 情報セキュリティの確保に関する以下の事項

ア 情報システムの脆弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保  
情報漏えいの防止

- (2) 個人情報保護に係る点検活動等の実施

(監事及び監事監査に関する事項)

第12条 法人は、法に定める監事の職務・権限を達成するために必要な規程・体制等を整備し、運用するものとする。

2 法人は、前項の目的を達成するため監事と内部監査担当部門との連携体制について整備する。

(内部監査に関する事項)

第13条 法人は、必要に応じて内部監査担当部門を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第14条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員及び監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとする。

- 1 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 2 内部通報者及び外部通報者の保護

(入札・契約に関する事項)

第15条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた入札及び契約に関する規程等を整備するものとする。

- 1 契約の適正な履行に関する審査を行うための委員会の活用
- 2 入札不調等により中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- 3 談合情報がある場合の緊急対応
- 4 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- 5 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第16条 法人は、運営費負担金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みを構築するものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第17条 法人は、情報の適切な管理及び公開に関して文書管理規程を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第18条 法人は、次の各号に掲げる事項を定めた職員の人事管理方針に関する規程等を整備するものとする。

- 1 業務の適正を確保するための適切な人事異動
- 2 職員の懲戒基準

(委託契約)

第19条 法人は、その業務を他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を委託することができる。

- 2 法人は、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。
- 3 法人は、業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第20条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りによることができるものとする。

- 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。

(委任)

第21条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、知事の認可のあった日から施行し、平成31年4月1日から適用する。